

平成24年度の学費(案)について 常任理事 ● 清水雅彦

平成24年度の大学学部における学費改定に関しまして、最近における義塾の財政状況および物価指数の動向などの経済情勢を勘案しながら検討いたしました結果、現行のスライド制を継続して適用することが妥当であると判断いたしました。以下、その概要をお知らせいたします。

●スライド制について

現行のスライド制は、義塾における学費改定の算定方法として、昭和51年度以降の入学者を対象に、昭和52年度から在学中も含めて適用されてきました。現行のスライド制の学費算定方法は、原則として、当年度の学費に特定のスライド指標の倍率を掛けて次年度の学費を算定するものです。

●平成24年度の学費

現行のスライド制をもとに算定された平成24年度の大学学部の学費(案)は、第1表および裏面の第2表に示す通りです。算定の結果、平成23年度と同額となりました。各学費の算定に用いたスライド指標とスライド率(対前年度アップ率)は、裏面の第3表に示す通りです。ただし、今年度は人事院勧告が遅れたため、授業料については据え置くことといたしました。

第2表の文科系4学部(文学部・経済学部・法学部・商学部・医学部・理工学部の学費算定の基礎となる各年度の基礎数値は、昭和51年度の学費を初期値とし、各年度のスライド率を掛けて算出された数値となります。この基礎数値には端数が含まれますが、各年度の最終的な学費の算定に際して、授業料・施設設備費・実験実習費については1万円未満、学習指導資料費および情報ネットワーク登録利用料については千円未満を四捨五入しています。学習指導資料費については消費税額が加算されます。

平成2年度に開設された総合政策学部・環境情報

学部の授業料・施設設備費は、平成2年度の学費を初期値とし、実験実習費は平成6年度の学費を初期値として、既存の他学部と同様の方法で算定しています。また、平成13年度に開設された看護医療学部および平成20年度に開設された薬学部の学費についても、開設年度の学費を初期値として同様の方法で算定しています。ただし、平成19年度以前に共立薬科大学に入学し、引き続き義塾においてその課程に在籍する場合は、スライド制を適用せず平成20年度の学費と同額とします。

なお、第1表の平成21年度第1学年入学者から適用される学費については、学費算定の基礎を平成21年度の金額とし、1万円未満を四捨五入しています。大学院については、現在学費体系の見直しを検討していますが、次年度につきましては、原則として現行の制度を継続いたします。参考として、各研究科の学費を裏面の第4表に掲載いたしました。

以上ご報告いたしました改定案は、所定の手続きを経て、11月の評議員会で可決されたのち、正式に決定となります。

●今後の学費改定について

スライド制は、学費の大半を既存環境の維持費用に充当するものと考え、実質的な維持費用を賄うために、物価をはじめ諸価格の変動による費用の増大を学費に反映させた制度です。スライド制の目的には、消費収支を均衡させ、不安定な経済状況へ柔軟に対応しうる体制を確保することがあります。現状ではこのような体制の構築には程遠い状況ですが、学費をご負担される方に一挙に大幅な支出を強いることなく、できるだけ小幅の段階的負担で済む方法として、現行の制度を今後も継続する予定であり、また、基本方針としてこの方法を踏襲することは妥当であると判断しています。

第1表 ● 平成24年度の学費改定案 (平成21年度以降第1学年入学者に適用) (単位:円)

学 部	入 学 金	在籍基本料	授 業 料	施設設備費	実験実習費
文学部 経済学部	200,000 (200,000)	60,000 (60,000)	800,000 (800,000)	190,000 (190,000)	—
法学部 商学部	200,000 (200,000)	60,000 (60,000)	2,970,000 (2,970,000)	340,000 (340,000)	190,000 (190,000)
医 学 部	200,000 (200,000)	60,000 (60,000)	1,150,000 (1,150,000)	210,000 (210,000)	100,000 (100,000)
理 工 学 部	200,000 (200,000)	60,000 (60,000)	940,000 (940,000)	270,000 (270,000)	—
総合政策学部	200,000 (200,000)	60,000 (60,000)	940,000 (940,000)	310,000 (310,000)	220,000 (220,000)
看護医療学部	200,000 (200,000)	60,000 (60,000)	1,530,000 (1,530,000)	290,000 (290,000)	190,000 (190,000)
薬 学 部 薬 学 科 (6年制)	200,000 (200,000)	60,000 (60,000)	1,290,000 (1,290,000)	290,000 (290,000)	190,000 (190,000)
薬 学 部 薬 学 科 (4年制)	200,000 (200,000)	60,000 (60,000)	1,290,000 (1,290,000)	290,000 (290,000)	190,000 (190,000)

注: 1 ()内は平成23年度の学費である。
 2 入学金は新規入学者のみの負担とする。なお、入学金にはスライド制を適用しない。
 3 上記には義塾が代理徴収する費用は含まれない(内容については裏面第2表参照)。なお、納入に際しては分納(春学期、秋学期)が可能であるが、分納の場合の納入額はいずれも年額の2等分を合計した金額である。ただし、一部の代理徴収費用については、分納の扱いをせず春学期に一括して徴収する場合がある。
 4 各費用については、履修内容によらず共通である。

第2表●平成24年度の学費改定案 (平成20年度以前第1学年入学者に適用)

(単位：円)

学 部	授 業 料	施設設備費	実験実習費	学習指導資料費	情報ネットワーク登録利用料
文学部 経済学部	750,000 (750,000)	80,000 (80,000)	—	6,300 (6,300)	5,000 (5,000)
法学部 商学部	3,050,000 (3,050,000)	270,000 (270,000)	190,000 (190,000)	6,300 (6,300)	5,000 (5,000)
医 学 部	1,180,000 (1,180,000)	130,000 (130,000)	100,000 (100,000)	6,300 (6,300)	5,000 (5,000)
理工学部	950,000 (950,000)	240,000 (240,000)	20,000 (20,000)	6,300 (6,300)	—
総合政策学部	950,000 (950,000)	240,000 (240,000)	190,000 (190,000)	6,300 (6,300)	—
環境情報学部	1,550,000 (1,550,000)	290,000 (290,000)	190,000 (190,000)	6,300 (6,300)	5,000 (5,000)
看護医療学部	1,300,000 (1,300,000)	290,000 (290,000)	190,000 (190,000)	6,300 (6,300)	5,000 (5,000)
薬学部 (6年制)	1,300,000 (1,300,000)	290,000 (290,000)	190,000 (190,000)	6,300 (6,300)	5,000 (5,000)
薬学部 (4年制)	1,300,000 (1,300,000)	290,000 (290,000)	190,000 (190,000)	6,300 (6,300)	5,000 (5,000)

- 注：1 ()内は平成23年度の学費である。
 2 平成21年度以前の第2学年編入学者および平成22年度以前の学士入学者にも適用する。
 3 この学費が適用される課程に編入する場合に適用される入学金は340,000円である。また、必要に応じて新規入学者のみの負担として、体育実習費8,000円を徴収する。
 4 納入に際しては分納(春学期、秋学期)が可能であるが、分納の場合の納入額はいずれも年額の2等分を合計した金額である。ただし、一部の代理徴収費用については分納の扱いをせず春学期一括して徴収する場合がある。
 5 上記には義塾が代理徴収する費用は含まれない。(※分納扱いをしない費用)
 6 自治会費750円、学生健保2,500円(新入生【編入学生】は加入費100円*を加算)：全学部に適用
 7 学部研究会費・学会誌購読料：文学部図書館・情報学系3,000円* (ただし、平成22年度以前入学者は2,000円*)、同哲学系・人間関係学系3,000円、同史学系3,500円、同文学系4,000円、経済学部6,000円、法学部10,000円、商学部8,000円 (ただし、平成17年度以前入学者は5,000円)
 8 学舎誌配付費用：総合政策学部・環境情報学部・看護医療学部8,000円
 9 学外実習保険料：看護医療学部4,500円*
 6 平成19年度に共立薬科大学に在籍していた学生については、その課程を卒業するまでは、スライド制を適用せず、平成20年度と同様の金額とする。
 7 入学時に徴収した体育実習費は、文・経済・法・商・医・理工・看護医療・薬の8学部においては、在学中体育実技を履修しなかった学生に対して納入した体育実習費の全額を、また1科目(1単位)のみ履修した学生に対してはその半額を卒業時に返還する。その他各費用については、履修内容によらず共通である。
 8 学習指導資料費については、消費税相当額が含まれている。
 9 薬学部薬学科において、別途研修費を徴収する場合は200,000円とする。

第3表●学費種類別の適用スライド指標とスライド率 (平成24年度)

第1表適用費用	第2表適用費用	ス ラ イ ド 指 標	スライド率(%)
授 業 料	入 学 金 ・ 授 業 料	人事院による国家公務員の給与に関する勧告によって示された国家公務員の給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分を加算したものの。	—
施設設備費	施 設 設 備 費	東京標準建築費および設備費(事務所—SRC—)の対前年度アップ率による。	-8.2(※)
実験実習費	実験実習費・情報ネットワーク登録利用料	消費者物価指数(商品・うち工業製品)の対前年度アップ率による。	2.1
在籍基本料	体育実習費・学習指導資料費	消費者物価指数(全国総合)の対前年度アップ率による。	-0.4(※)

※スライド率がマイナスとなった場合に、それを用いて計算した結果が前年度の学費と比べて減額になった場合は、前年度の学費と同額に据え置く。

- 注：1 平成24年度の授業料の算定に用いられるのは平成23年度の人事院勧告によるアップ率である。ただし、平成23年度の人事院勧告が遅れたため、前年度と同額に据え置いた。
 2 平成24年度の施設設備費、実験実習費、体育実習費、学習指導資料費、情報ネットワーク登録利用料、在籍基本料の算定に用いられるのは、いずれも平成22年度分として平成23年4月以降に発表されたアップ率である。

第4表●平成24年度大学院研究科修士課程の学費改定案 (参考)

(単位：円)

研究科	入 学 金	在 学 料	施設設備費	実験実習費	情報ネットワーク登録利用料
文科系研究科	310,000	490,000	30,000	—	5,000
医学研究科	310,000	880,000	90,000	180,000	5,000
理工学研究科	310,000	660,000	50,000	120,000	5,000
政策・メディア研究科	310,000	1,010,000	240,000	—	—
健康マネジメント研究科	310,000	1,010,000	240,000	180,000	—
経営管理研究科	310,000	1,800,000	150,000	—	5,000
システムデザイン・マネジメント研究科	310,000	1,500,000	320,000	—	5,000
メディアデザイン研究科	310,000	590,000	70,000	120,000	5,000

研究科	入 学 金	在 籍 料	授 業 料	施設設備費	情報ネットワーク登録利用料
法務研究科(専門職学位課程)	100,000	300,000	1,400,000	150,000	5,000

- 注：1 文科系研究科は文学、経済学、法学、社会学、商学の5研究科である。このうち文学研究科図書館・情報学専攻は実習費として24,000円をあわせて納入するものとする。
 また、医学研究科博士課程は同修士課程と同額である。
 2 経営管理研究科、システムデザイン・マネジメント研究科、メディアデザイン研究科はスライド制を適用しない。
 3 上記には義塾が代理徴収する費用は含まれない。
 4 入学金以外の費用は分納(春学期、秋学期)が可能であるが、分納の場合の納入額はいずれも年額の2等分を合計した金額である。ただし、一部の代理徴収費用については分納の扱いをせず春学期一括して徴収する場合がある。
 5 経営管理研究科について、平成23年度以前の入学者に適用する施設設備費は30,000円、実験実習費は20,000円とし、情報ネットワーク登録利用料は徴収しない。
 6 法務研究科の授業料は、法学未修者1年次のみ1,300,000円とする。